

2001（平成13）年1月30日
放送と人権等権利に関する委員会決定第15号

権利侵害申立に関する委員会決定

放送と人権等権利に関する委員会
委員長 清水 英夫

申立人 愛知県名古屋市の元ビデオ店経営者

被申立人 中京テレビ放送株式会社

I. 申立に至る経緯

1999年8月31日、名古屋市在住の小学校教諭が16歳の少女と淫らな行為をし、それをビデオ撮影していたとして愛知県青少年保護育成条例違反の疑いで警察に逮捕された。同日、この教諭が常連客となっていた名古屋市内のビデオ店の経営者が、別のわいせつ図画販売容疑で逮捕され店が警察の家宅捜索を受けた。

（教諭は同年10月に懲役8か月執行猶予3年の刑、ビデオ店経営者は罰金30万円の略式命令）

中京テレビでは、この事件を当日31日の午後5時45分からの「NNNニュースプラス1」でローカル放送2回、全国放送1回、午後9時24分からの「ニューススポット」（ローカル）、午後11時24分からの「きょうの出来事」（全国）、9月1日午前5時44分からの「おめざめワイド」

（ローカル）で合わせて6回放送した。この放送に対し、名古屋市内のビデオ店経営者が「教諭の事件と、私が逮捕された事件は全く違うのにニュースバリューをあげるため、でっちあげで共犯扱いされた」と中京テレビに抗議し、訂正放送を請求した。

これに対し中京テレビでは、「申立人の言うような表現はしていない」と

して訂正放送には応じず、また、放送テープの視聴請求についても「既に回答書で放送内容を開示しており応じる必要はない」と伝えた。

このため、ビデオ店経営者は「中京テレビの全く違った報道で名誉を著しく毀損された。また再三、訂正放送や放送内容の確認を求めたが相手にされなかった」として、2000年10月4日、本委員会に権利侵害の救済を求める申立てを行った。

本委員会では、この後中京テレビから提出された放送テープを申立人に視聴、確認してもらい、申立を受理した。

II. 申立人の申立要旨

1. 事実誤認について

申立人は、教諭が逮捕された同じ日に、全く別のわいせつ図画販売容疑で逮捕されたのは事実であるが、申立人と教諭の事件は全く違うものだ。しかし中京テレビは「警察では教諭が常連客となっていた児童ポルノの専門店を摘発し、経営者を一緒に逮捕」と伝えている。これはニュースバリューをあげる為のでっちあげ報道である。

また、教諭の逮捕理由は、16歳の少女1人との援助交際なのに、被害者は30人と伝えるなど根も葉もない報道をしている。

2. 共犯視報道について

ニュースの中で、申立人の逮捕理由さえ出さなければ、申立人も援助交際で捕まった様に映る。数を誇張するなど視聴者にインパクトを与える事のみのでたらめさは、報道機関としてあるまじき行為だ。教諭の事件とは関係ない申立人もあたかも共犯のごとく報道されてしまった。

3. 放送による被害

中京テレビは、あくまで教諭を極悪非道にしたて上げるために申立人を脇役に使ったが、こうした行為は許されるものではない。親族・知人に知れわたり、精神的にもまいってしまった。

また、平成11年10月の交渉より再三訂正放送及び放送内容の確認を求めたが相手にされなかった。

III. 被申立人の答弁要旨

1. 事実誤認について

申立人は、教諭の事件と共犯視されたと主張しているが、当社の報道内容は、警察発表に即したもので、申立人が教諭撮影のビデオを販売したとは伝えていない。

教諭の逮捕事案と申立人との関連については、警察は関連ありとの疑いをもって捜査を行っているものの、発表の時点では明確な裏付けがないのだろうと推測し、（発表文、電話取材の感触から）あえて、教諭の逮捕事案と関わりがあるような直接的表現は避けた。

教諭が相手にした少女の年齢や人数については、事件を所管する犬山署と西枇杷島署への取材を通して得た情報を基に報道したものである。

2. 共犯視報道について

警察発表の段階では2人の関係が明確でないので、断定的な表現を避けた。警察は、2人の逮捕を別の事件としてではなく、一連のものとして発表しており、その意味で、あるいはその意味を出すためには「一緒に逮捕」という表現は妥当だと考える。関連づけた表現をあえてしなかったのがフォロー的な事は考えなかった。

3. 放送による被害

申立人はニュースバリューを上げるため、でっち上げて共犯扱いしたとも主張しているが、申立人の逮捕については警察発表に基づいた内容で放送しており、申立人のいう名誉毀損には当たらないと考えている。

番組視聴を断わった件は、回答書の中でニュース内容を開示しており、こうした文書での開示で済むと思った。

IV. 委員会の判断

本委員会は、申立人の申立書、被申立人の答弁書、答弁書に対する反論書、反論書に対する再答弁書を検討するとともに、被申立人から提出された当該番組の録画を視聴し審理した。また、申立人、被申立人の双方から意見を聴取した。

1. 放送内容と事実関係

申立人は、申立人のわいせつ凶画販売事件と小学校教諭の愛知県青少年保護育成条例違反事件とは別個の事件であるにもかかわらず、教諭の事件と関係があるかのように報道されたと主張している。

教諭の事件との関係を示す一つの重要な要素は、教諭が撮影したとされるビデオテープを申立人が販売したとされる事実であるが、中京テレビの報道には、ビデオ販売についてのコメントやタイトル・字幕スーパー表示はなかった。

しかし、申立人の事案を教諭の事案と関連づけて報道していたとする申立人の主張について、中京テレビは、「教諭が常連客となっていた児童ポルノ

の専門店も摘発し、経営者を一緒に逮捕しています」とコメントしている。

中京テレビは、「ビデオ販売」に言及しないなど一定の配慮を示しているのも確かだが、前述のように、教諭とともに「経営者を一緒に逮捕」と報じることによって、後に判明した事実と異なり、申立人の事件が教諭の事件と関係していることを示唆し、そのように視聴者に印象づける報道となっていたことは否めない。

2. 警察発表と報道のあり方

以上のような教諭の事件との関連性などに関して、結果として事実と異なる報道となった最大の原因は、警察の発表にあったと考えられる。

すなわち、愛知県警本部広報課発表資料では、被疑事実こそ別個のものが記載されているが、被疑者として申立人が併記され、また被疑事実として申立人の事案が教諭の事案と並べて記述してあるなど両事件の関連性を強く示唆するものとなっており、中京テレビは、こうした警察発表の資料などに基づき、これらを取材して、先のような報道となったことが確認できる。

こうした事情を考えると、第一報の時点で教諭の事件との関連の疑いを示唆する報道になったことはやむを得ない側面があり、中京テレビの報道は全体として警察の発表や説明の範囲内として、少なくとも一報段階では許容されるものであったと考えられる。ただし、前述したように、事件の共犯視を断定するかのような報道も含まれており、問題を残している。

また、逮捕後の事態の推移により両事件との関連性が確認できなかったことが判明したわけであるから、警察の当初の見込みと異なり、当初の報道内容とも異なる、重要な事実にかかわる事態の推移、展開であることを考えると、後のフォローアップ報道により、この点の修正、説明の機会が必要であったと思われる。

中京テレビは、「2人を関連づけた表現をあえてしなかった」ことを理由にフォローアップの必要性を否定するが、県条例違反事件とは別個の事件であることが明確になった段階で、二つの事件の関連を示唆し、印象づける当初の報道の修正が求められたと考えられる。

いずれにしても、今回のような警察の見込み捜査に基づく事件については、事実と異なる報道となる可能性も強いことから、断定的表現の回避や裏付け取材の努力とともに、自主的な訂正を含むフォローアップの取材・報道の必要性がとりわけ高いことを自覚すべきである。

3. 結論と措置

申立人の事件は、教諭の事件との関連性を示す事実は結果として確認できなかったにもかかわらず、そうした点を示唆し、印象づけた当初の報道は、重要な点で結果的に事実と異なる報道を行ったことになり、問題となる余地をはらんでいる。

しかしながら、中京テレビの報道は警察の発表と取材に基づき、おおむねその範囲内で行われた報道であることが認められること、及び本件の経過などを考慮すると人権を侵害したとまでは言えない。この点について、本件報道は少女との淫行をビデオに撮った教諭とビデオ販売店経営者である申立人を一緒に逮捕したと報道し、同ビデオの販売をしていた悪質な業者であるかのように示唆し、申立人の人権を侵害した、という少数意見があった。

本件では、見込み捜査につき慎重な扱いが求められるにもかかわらず、一部断定に及んでいる部分が認められる点や、フォローアップ取材を怠り、事態の推移による重要な事実に関する当初の報道の修正を行わなかった点などについて放送倫理上問題があったと判断する。

本委員会は中京テレビに対し、委員会決定の主旨を放送するとともに、社内に徹底を図り、今後の事件報道に際して、放送した事実に誤りがあったことが判明した場合は、速やかに放送上のフォローアップを徹底するなど、人権をはじめ放送倫理に十分配慮するよう要望する。

V. 審理経過

審理経過は別紙の通りである。

審 理 経 過

年 月 日	審 理 内 容
2000 10. 4	「権利侵害申立書」受理、被申立人に「申立書」送付
10. 11	被申立人から「答弁書」、放送VTR受理
10. 17	委員会審理
10. 18	申立人に「答弁書」送付、「反論書」要請
10. 23	現地調査実施
11. 1	「反論書」受理、被申立人に郵送、「再答弁書」要請
11. 15	「再答弁書」受理
11. 21	委員会審理
11. 22	申立人、被申立人にヒアリング開催通知
12. 18	第1回起草委員会
12. 19	委員会審理、ヒアリング
2001 1. 11	第2回起草委員会
1. 16	委員会審理、委員会決定原案を了承
1. 30	委員会決定、通知・公表